

津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借
物品納入に係る特記仕様書

令和元年 5 月
津 市

目次

第 1	総則	1
第 2	業務内容	2
第 3	ソフトウェアの仕様	4
第 4	ハードウェアの仕様と調達	5
第 5	業務管理と作業の実施	6
第 6	付帯納入物品	8
第 7	スケジュール	9
第 8	特記事項	9

別紙 1 機能実現証明書

別紙 2 データセンター仕様書

別紙 3 システム使用許諾条件（抜粋）

別紙 4 対象データ数参考資料

別紙 5 津市学校教育ネットワーク構成概略図

第 1 総則

1 特記仕様書について

この特記仕様書は、「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」における物品の納入にあたり必要な業務（以下、本業務という。）を以下に定めるものである。

2 システムの概要と機能

平成 24 年度のシステム導入から 6 年が経過した現行の小中学校用の図書館情報システムを更新するものであり、津市学校教育ネットワークに接続された各学校図書館用設置端末から、図書の貸出、返却、予約等のカウンター業務や、蔵書登録、蔵書点検等の管理業務、統計処理、学校間相互貸借等が行えるセンターサーバ型のシステムとする。

3 基本条件

以下の条件を前提に本業務に最適と考えるシステムを提案することとする。（操作レスポンスや処理速度等について、通常使用に差し支えない性能・仕組みのシステムを導入すること。）

(1) 対象機関及び所属数

津市立小・中・義務教育学校とする。（津市教育委員会事務局は管理者として利用する。）

小学校 48 校（分校 1 校は中学校分校に含む）

中学校 20 校（分校 1 校を含む）

義務教育学校 1 校（前期課程及び後期課程）

津市教育委員会事務局

(2) システム操作者想定数

図書館司書・図書担当教員 約 90 人

児童・生徒（図書委員等） 約 780 人

(3) 児童・生徒数及び学級数

児童数 約 14,000 人

生徒数 約 6,600 人

教職員数 約 1,350 人

小学校 661 学級

中学校 248 学級

義務教育学校 13 学級

(4) 端末数 78 台（設置場所は 71 箇所）

- (5) 端末設置施設の回線速度（ベストエフォート型回線）
 - 5 3 箇所 上り 1Gbps、下り 1Gbps
 - 1 8 箇所 上り 5Mbps、下り 100Mbps
- (6) 対象業務及び文書
学校図書館司書、児童、生徒が行う図書館業務及び業務上必要となる文書ならびに児童生徒に関わる文書

第 2 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。

1 システム設計

基本設計書（機能、画面デザイン等）、内部設計書（データフロー、プログラム設計書、モジュール設計書、ネットワーク設計書等）、テスト仕様書を作成し、発注者の承認を得て作業に着手する。

2 ハードウェア詳細設計書の作成

調達すべき機器構成を示したハードウェア詳細設計書を作成し、発注者の承認を得て、ハードウェアを調達する。

3 ハードウェアの設置

ハードウェア詳細設計書に基づいた機器を設置し、動作を確認する。サーバ機器等の設置場所については、発注者が指定する市内データセンター内の教育委員会事務局が契約するサーバラック内とする。別紙「データセンター仕様書」に記載のラック使用状況を踏まえ、適切な方法で設置を行うこと。既存の学校図書館情報システムと入替えでの設置が必要な場合は既存システム業者と調整のうえ、実施すること。

なお、設置に当たっては、サーバラック内の既設機器等に影響を与えることのないよう慎重に作業を行うこと。作業中または作業の結果生じた既設機器の故障、障害等により第三者に与えた損害に対する補償については受注者の負担とする。

4 ソフトウェアの調達

別紙「機能実現証明書」に基づき、プログラム設計等、システム設計の成果品に基づくソフトウェアの調達を行う。

5 システムテスト

4により調達したソフトウェアをサーバ及び端末にインストールし、学校教育ネットワークに接続した上で、システムテストを行い、サーバ側、端末側それぞれの正常な稼働を確認する。

6 データ移行

受注者は、発注者と協力して既存システムからのデータ移行を実施するものとする。

既存システムで保管している蔵書情報、利用者情報、貸出履歴等を移行対象とし、提案システムにおいて、現状と遜色ない運用が行えるよう必要なデータの移行を確実に行うこと。

データ移行に係る経費については受注者が負担するものとし、本業務の範囲で実施すること。データ抽出作業を他者に依頼する場合においても同様とする。

データ移行に当たっては、既存学校図書館情報システムの使用許諾条件（別紙「システム使用許諾条件（抜粋）」参照）に違反することのないように取り扱うものとする。受注者の作業において既設機器等の故障、障害等が生じた場合に、第三者に与えた損害に対する補償については受注者の負担とする。

データ移行が正常に行われたか受注者が確認し、発注者に報告すること。必要なデータの欠損等の不備が認められた場合は、受注者の責任において無償でデータの補完、復旧等の是正措置を講じること。システム運用が開始された後においても同様とする。

なお、データ移行作業に関わる発注者側の業務負担を極力軽減するように配慮すること。

データ量等の想定については、別紙「対象データ数参考資料」を参照すること。

【既存システム】

ソフトウェア：LB@SCHOOL V2（富士通株式会社）

データベース：Oracle Database 11g Release 1

7 導入時操作研修

- (1) 本システムは、マニュアルがなくても容易に操作が可能なシステムであることを目指すものとするが、ユーザーが初めて操作する場合でも対応できるよう、わかりやすい操作マニュアルを発注者の了解を得て作成し提出する。
- (2) マニュアル提出後、学校図書館司書及び図書担当教員を対象として、集合研修を最大2回実施するものとする。日時及び場所については、別途協議の上決定する。

- (3) 操作研修会においては、一般的な機能の説明だけでなく、各業務における効果的な活用事例も含めるものとする。
- (4) 操作研修に必要なネットワーク環境、プロジェクタ、スクリーン等の機材は発注者が用意する。また、テキスト等は受注者が原稿データを作成し、必要数を印刷することとする。
- (5) 操作研修については、システム運用開始後においても必要に応じて実施・対応できること。その場合の費用等については別途協議するものとする。

第3 ソフトウェアの仕様

本業務で調達するシステムのソフトウェアには、以下に掲げるものを導入することとする。

1 パッケージソフト

別紙「機能実現証明書」に記載された諸機能を満たすパッケージソフトを導入する。複数のソフトによる構成も可能とする。

なお、現行システムで使用している TRC-MARC を引き続き使用するものとし、現在使用しているバーコード（NW-7）についても張り替えることなく引き続き使用できるソフトであること。

2 データベース管理ソフト

- (1) システムで利用するデータベースを管理し、データに対するアクセス要求に応えるソフトウェアとする。
- (2) 商用、非商用は問わないが、それぞれの最新版、またはそれに準ずるものとし、セキュリティ対策について十分配慮すること。
- (3) 簡易な操作で操作履歴を含めたすべてのデータを一括でバックアップできる設定を行うことができるものとする。
- (4) 文書データがデータベース内で一元管理され、完全性が確保される構造を持つものとする。

3 その他

- (1) 各サーバ及びクライアント端末にウィルス対策ソフトウェアのインストールを行うこと。（5年分のライセンスを含むこと。）
- (2) 学校図書館書誌情報オンラインサービス「T00Li-S Light」をシステム上で連携して使用できるようにすること。

なお、上記の連携等に係る経費については「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」に含むものとし、「T00Li-S Light」

の使用料（71ライセンス）については賃貸借とは別に契約するものとする。

第4 ハードウェアの仕様と調達

本業務で調達するシステムのハードウェアは、次に掲げるものとし、設置、現地調整及び環境設定を行うものとする。

なお、既設の機器等で、本市にとって有効と判断されるものについては、発注者及び既設の機器導入業者の許可を得たうえで利用可能とする。

1 サーバ

次に掲げるスペックを基準としたサーバを導入する。サーバ構成は、システムの信頼性・可用性及びセキュリティの向上、保守運用効率の向上を考慮すること。また、レスポンス・費用・運用管理面・耐障害性等から、最も適切であると考えられる機能を搭載すること。

- (1) OSはWindows、Linux等のサーバ用OSの最新、又はそれに準ずるものとし、セキュリティ対策も十分配慮すること。
- (2) CPU・メモリなどは、本仕様書を踏まえ、サーバごとに必要十分なスペックを提案し、導入すること。
- (3) HDDは、RAID5等の冗長構成とし、サーバごとに必要十分な容量を確保すること。
- (4) コンソールディスプレイは既設機器を使用できるものとするが、その場合は新たに切替器を用意すること。
- (5) バックアップ装置は、システムの運用に最適かつ効率的な機器を選定することとする。
- (6) サーバ室に設置する機器の電源容量は平常時10Aを超えないようにすること。

2 事務用端末（78台）

事務用端末のスペックの最低基準は概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1)形式 | デスクトップ型 |
| (2)OS | Windows10 Enterprise LTSC |
| (3)CPU | Pentium Gold G5400（3.70GHz）以上 |
| (4)メモリ | 4GB以上 |
| (5)HDD | 500GB以上 |

- (6)光学ドライブ DVD-ROM
- (7)周辺機器 バーコードタッチリーダー、光学式マウス
- (8)保守 5年間引取修理
- (9)ソフトウェア Microsoft Office Standard 2019
DVD等動画視聴用ソフト（無償版は不可）

3 プリンタ（70台）

プリンタのスペックの最低基準は概ね次のとおりとする。

- (1)印刷方式 カラーレーザー方式
- (2)用紙サイズ A3まで対応できること。
- (3)解像度 印刷したバーコードがバーコードリーダーで読み取り可能であること。
- (4)保守 5年間訪問修理（定期交換部品は付けない）

第5 業務管理と作業の実施

1 作業計画及び工程管理

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、業務全般及び業務実施内容毎に、下記の内容を記載した作業計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。作業計画を変更するときも同様とする。

作業計画等の作成に当たっては、本システムのセットアップ及びテスト時等に支障が無いよう、学校教育ネットワーク構成、データセンター、情報セキュリティ対策等について十分な現状調査を行うこと。この際、情報資産の管理には十分注意すること。

- ア 作業概要
- イ 実施方針
- ウ 作業計画
- エ 作業工程表
- オ 作業体制計画（従事者名、担当業務内容等を含む）
- カ 打ち合わせ計画
- キ 連絡体制（緊急時を含む）
- ク 付帯納入物品、納入期限

- (2) 受注者は、作業計画書に基づき、適正な工程管理を行い、定期的に発注者に進捗状況の報告を行うとともに、発注者より業務の進捗状況等の提出を求められたときは、すみやかに提出しなければならないものとする。

2 統括責任者

受注者は、本業務の実施に当たって、統括責任者を配置することとし、その配下に業務毎の責任者を配置しなければならないものとする。各責任者は、本業務に関する必要な実績、知識、資格等を有する者とし、誠実に本業務を実施しなければならない。

3 報告及び打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、以下のとおり報告及び打ち合わせを行うこととする。

- (1) 受注者は、あらかじめ連絡体制を明確にし、本業務の実施において、必要または必須と考えられる事項については、発注者に対してすみやかに連絡、報告等を行うこととする。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者及び責任者は、技術者・作業関係者等と常に密接な連絡を取り、必要に応じて作業の方針及び条件等の疑義を発注者と協議するものとし、その内容についてはその都度、打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、それらの記録のうち、必要と思われるものは発注者に提出するものとする。

4 貸与資料

本業務における貸与資料については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり、システム設計等に必要なたデータや文書の様式等必要な資料等を貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された資料等を、紛失、損傷、汚損のないよう慎重に取り扱うものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料等について、その受渡状況を登録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明確にしなければならない。
- (4) 受注者は、貸与された資料等について、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 受注者は、貸与された資料等について、業務上必要であっても発注者の承諾なしに複製、公開してはならない。
- (6) 受注者は、貸与された資料を本業務完了後、すみやかに発注者に返還しなければならない。

5 開発環境

本システムの開発に当たっては、発注者は機器及び場所を提供しない。ただし、動作テスト等の際はこの限りではない。

6 機密の保持

受注者は、業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

第6 付帯納入品

1 付帯納入品

主な付帯納入品は、以下のとおりとする。

- (1) システム機能仕様書
- (2) システム設計書
- (3) テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果報告書
- (4) 試験計画書（受入テスト計画書及び仕様書）、検収報告書
- (5) その他、本業務に係る作成文書（操作マニュアル等）
- (6) 電子データ（上記(1)～(5)を電子媒体に格納し、提出する。）

2 納入場所

納入場所は、津市教育委員会事務局教育研究支援課とする。

3 検査及び引渡し

検査及び引渡しについては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、上記(1)の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務が上記(2)の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

4 納入期限

最終納入期限は、令和元年9月30日までとし、上記3の検査を当該期限内に完了できるようスケジュールを組むこととする。

5 訂正、補足等の処理

本業務の検査完了後、1年以内において不良箇所が発見された場合、受注者は発注者の指示する訂正または補足の処理を受注者の負担により、すみやかに行うものとする。

第7 スケジュール

本業務を円滑に遂行するための最適なスケジュールを提案すること。ただし、運用開始時期は令和元年10月1日とする。

第8 特記事項

1 ネットワーク環境

津市学校教育ネットワークとの連携については、発注者と協議の上、受注者が実施する。既存ネットワーク構成については、別紙「津市学校教育ネットワーク構成概略図」を参照のこと。

2 保証期間

受注者は、契約期間内に発生した障害等は、直ちに調査を実施し、その原因の究明とすみやかな復旧に努めるものとする。

ただし、同期間内において、設定の変更等が必要となった場合は、発注者、受注者協議の上、運用に必要な措置を上記同様に講じるものとする。

3 疑義

本仕様書及び別添各資料に記載のない事項については、発注者、受注者協議の上、決定することとする。